

久木小だより

2021年1月14日 No.13

逗子市立久木小学

逗子市久木2-1-1

873-2054

学校ホームページ

<https://www.city-zushi.ed.jp/e-hisagi/>



新型コロナウイルス感染症への対応について

昨年末から年始にかけて、関東圏では感染者数の拡大が続いております。緊急事態宣言が発令されましたが、学校は文部科学省の意向を受け、今まで通り、感染対策を講じながら、教育活動を行ってまいります。

現状を踏まえて、今一度感染症を防ぐ取り組みについて、学校でも随時確認してまいります。ご家庭でもお話しいただき、なにかご心配な点がありましたら、ご相談ください。

《日常生活での確認とお願い》

○マスク、ハンカチ、ティッシュ、給食セットなどの準備、毎日の検温と健康観察をお願いします。教室は換気を随時行うため、気温が下がります。防寒対策も併せてお願いします。

○体調がすぐれない場合は無理に登校させないで、おうちで休養を取りましょう。

○学校で体調が悪くなった場合は、お迎えをお願いします。急を要する場合がありますので、連絡がスムーズに取れるようにしておいてください。

○緊急事態宣言下という事を踏まえ、不要不急の外出は控え、感染の拡大防止に努めましょう。

《児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応》【逗子市教育委員会より】

1. 罹患した場合も、濃厚接触者となった場合も、速やかに学校までご連絡ください。

2. 治癒するまでの間、学校保健安全法第19条により「出席停止」となります。

濃厚接触者となった場合は、「接触した日から起算して2週間の出席停止」となります。
(期間については保健所の指示に従って変わる場合もあります。)

3. 保健所からの要請や学校医の意見を聴取のうえ、感染症の予防上必要があるときは、臨時休業の実施について、逗子市教育委員会と協議して決定します。その場合は学校から速やかに児童・保護者に周知されます。(必ず休校となるわけではありません)

※「基礎疾患があるなど、感染すると重症化する恐れがある場合」「感染の可能性が高まっているため欠席させたい場合」などについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の措置を取ります。まずは担任へご相談ください。



保護者・地域の方が来校される場合について

逗子市社会教育課より、2月末まで学校施設の開放は行わないとの連絡がありましたことを受け、放課後の時間帯に体育館を利用されていた団体についても利用を中止します。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

また、感染の拡大を防止する観点から、児童の送迎やその他の活動で学校に来られる際も、最小限の人数で、できるだけ短時間をお願いします。職員玄関で手指の消毒をしていただき、マスクの着用、来校前の検温など基本的な感染予防についてもご協力ください。

